衛生管理者免許試験 公表問題

労働衛生（有害業務に係るもの以外）

① 温熱条件
② 視環境
③ 必要換気量
④ 快適職場
⑤ 労働安全衛生マネジメントシステム
⑥ 腰痛予防対策
⑦ 受動喫煙防止のガイドライン
⑧ 食中毒
⑨ 感染症
⑩ 情報機器作業
⑪ 労働衛生対策
⑫ 健康保持増進
⑬ メンタルヘルス対策
⑭ エイジフレンドリー
⑮ 健康診断の検査項目
⑯ 労働衛生管理統計
⑰ 脳血管障害・虚血性心疾患
⑱ 一次救命処置
⑲ 出血・止血法
⑳ 熱傷
㉑ 骨折

新潟ウェルネス
一般社団法人 新潟県労働衛生医学協会

【令和７年４月】

【 問３４ 】　厚生労働省の「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」に基づく措置に関する次の記述のうち、**適切でないもの**はどれか。

（１）ノート型機器を使用する場合には、外付けキーボードを接続して入力作業を行っている。

（２）ディスプレイとの視距離は、おおむね 50cm としディスプレイ画面の上端を眼の高さよりもやや下にしている。

（３）グレアの防止、騒音の低減等の措置状況及び椅子、机等の調整状況について定期に点検している。

（４）１日の情報機器作業の作業時間が４時間未満である労働者については、自覚症状を訴える者についてのみ、情報機器作業に係る定期健康診断の対象としている。

（５）情報機器作業に係る定期健康診断の視力検査において、近見視力の片眼視力が両眼とも 0.5 以上である者については遠見視力の検査を省略している。

▸▸解説◂◂

（１）（２）（３）（４）適切

（５）**適切でない**：定期健康診断の視力検査は、①遠見視力（矯正視力のみでよい）、②近見視力（50cm 視力又は 30cm 視力）（矯正視力のみでよい）、③眼位検査（医師の判断による）（40 歳以上のものが対象）（問診、遠見視力及び近見視力に異常がない場合は省略可）、④調節機能検査（40 歳以上のものが対象）（問診、遠見視力及び近見視力に異常がない場合は省略可）、⑤その他医師が必要と認める検査である。遠見視力と近見視力の検査は省略できない。

＊解答＊　（５）

【令和６年 10 月】

【 問３３ 】　厚生労働省の「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」に基づく措置に関する次の記述のうち、**適切でないもの**はどれか。

（１）ディスプレイは、おおむね 50cm の視距離が確保できるようにしている。

（２）間接照明の照明器具を用いてグレアを防ぐようにしている。

（３）一連続作業時間が１時間を超えないようにし、次の連続作業までの間に５分の作業休止時間を設けている。

（４）情報機器作業に係る定期健康診断は、１年以内ごとに１回、定期に実施している。

（５）１日の情報機器作業の作業時間が４時間未満である労働者については、自覚症状を訴える者についてのみ、情報機器作業に係る定期健康診断の対象としている。

▸▸解説◂◂

（１）（２）（４）（５）適切

（３）**適切でない**：「５分の作業休止時間」⇒「10～15 分の作業休止時間」

＊解答＊　（３）

【令和５年 10 月】

【 **問３３** 】　厚生労働省の「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」に基づく措置に関する次の記述のうち、**適切でないもの**はどれか。

（１）ディスプレイとの視距離は、おおむね 50cm とし、ディスプレイ画面の上端を眼の高さよりもやや下にしている。

（２）書類上及びキーボード上における照度を 400 ルクス程度とし、書類及びキーボード面における明るさと周辺の明るさの差はなるべく小さくしている。

（３）一連続作業時間が１時間を超えないようにし、次の連続作業までの間に５分の作業休止時間を設け、かつ、一連続作業時間内において２回の小休止を設けている。

（４）１日の情報機器作業の作業時間が４時間未満である労働者については、自覚症状を訴える者についてのみ、情報機器作業に係る定期健康診断の対象としている。

（５）情報機器作業に係る定期健康診断において、眼科学的検査と筋骨格系に関する検査のそれぞれの実施日が異なっている。

▸▸解説◂◂

（１）（２）（４）（５）適切

（３）**適切でない**：「５分の作業休止時間」⇒「10～15 分の作業休止時間」

＊解答＊　（３）

【令和３年10月】

【 問３９ 】　厚生労働省の「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」に関する次の記述のうち、<u>**適切でないもの**</u>はどれか。

（１）ディスプレイ画面上における照度は、500 ルクス以下となるようにしている。

（２）ディスプレイ画面の位置、前後の傾き、左右の向き等を調整してグレアを防止している。

（３）ディスプレイは、おおむね 30cm 以内の視距離が確保できるようにし、画面の上端を眼の高さよりもやや下になるように設置している。

（４）１日の情報機器作業の作業時間が４時間未満である労働者については、自覚症状を訴える者についてのみ、情報機器作業に係る定期健康診断の対象としている。

（５）情報機器作業に係る定期健康診断を、１年以内ごとに１回、定期に実施している。

▶▶解説◀◀

（１）（２）（４）（５）適切

（３）**適切でない**：「30cm 以内」⇒「40cm 以上」

＊解答＊　（３）

【令和３年４月】

【 問３６ 】　厚生労働省の「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」に関する次の記述のうち、<u>**適切でないもの**</u>はどれか。

（１）ディスプレイ画面上における照度は、500ルクス以下となるようにしている。

（２）書類上及びキーボード上における照度は、300ルクス以上となるようにしている。

（３）ディスプレイ画面の位置、前後の傾き、左右の向き等を調整してグレアを防止している。

（４）ディスプレイは、おおむね30cm以内の視距離が確保できるようにし、画面の上端を眼の高さよりもやや下になるように設置している。

（５）１日の情報機器作業の作業時間が４時間未満である労働者については、自覚症状を訴える者についてのみ、情報機器作業に係る定期健康診断の対象としている。

▸▸解説◂◂

（1）（2）（3）適切

（4）**誤り**　:「30cm 以内」⇒「40cm 以内」。

（5）適切：情報機器作業健康診断の対象者は、1 日に 4 時間以上情報機器作業を行う人で、①常時ディスプレイを注視、または入力装置を操作する人に従事する労働者、又は②疲れを感じたときでも休憩や作業姿勢の変更が困難な人が主な対象となるが、①②の作業が 1 日に 4 時間未満であっても、眼や肩の痛みなどの自覚症状がある人や、作業時間に関係なく眼や肩に痛みなどの症状がある人である。

＊解答＊　（4）

【令和元年 10 月】

【 **問３６** 】　厚生労働省の「ＶＤＴ作業※における労働衛生管理のためのガイドライン」に基づく措置に関する次の記述のうち、**誤っているもの**はどれか。

（1）ディスプレイ画面上における照度は、書類上及びキーボード上における照度とほぼ同じ明るさとし、400 ルクス程度としている。

（2）作業室内には、間接照明等のグレア防止用照明器具を用いている。

（3）ディスプレイは、おおむね 50cm 程度の視距離が確保できるようにしている。

（4）単純入力型及び拘束型に該当するＶＤＴ作業については、一連続作業時間を 1 時間とし、次の連続作業までの間に 5 分の作業休止時間を設けている。

（5）ＶＤＴ作業健康診断では、視力検査などの眼科学的検査のほか、上肢の運動機能などの筋骨格系に関する検査も行っている。

※「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドラインについて（令和元年 7 月12 日付け基発0712 第3号）」によって、現在は、「ＶＤＴ作業」から「情報機器作業」と改められました。

▸▸解説◂◂

（1）（2）（3）（5）正しい

（4）**誤り**：「一連続作業時間を 1 時間とし」⇒「一連続作業時間が 1 時間を超えないようにし」、「5 分の作業休止時間」⇒「10～15 分の作業休止時間」

＊解答＊　（4）

【平成 31 年 4 月】

【 問３５ 】　厚生労働省の「ＶＤＴ作業※における労働衛生管理のためのガイドライン」に基づく措置に関する次の記述のうち、**誤っているもの**はどれか。

（１）ディスプレイ画面上における照度は、５００ ルクス以下になるようにする。

（２）書類上及びキーボード上における照度は、３００ ルクス以上になるようにする。

（３）ディスプレイは、おおむね４０ｃｍ 以上の視距離が確保できるようにし、画面の上端が眼と同じ高さか、やや下になるようにする。

（４）単純入力型又は拘束型に該当するＶＤＴ作業については、一連続作業時間が１時間を超えないようにし、次の連続作業までの間に１０～１５ 分の作業休止時間を設け、かつ、一連続作業時間内において１～２回程度の小休止を設けるようにする。

（５）ＶＤＴ作業健康診断では、原則として、視力検査、上肢及び下肢の運動機能検査などを行う。

※「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドラインについて（令和元年７月 12 日付け基発 0712 第３号）」によって、現在は、「ＶＤＴ作業」から「情報機器作業」と改められました。

▸▸解説◂◂

（１）（２）（３）（４）正しい

（５）**誤り**：「上肢及び下肢」⇒「上肢」。下肢の運動機能検査はない。

＊解答＊　（５）